

点検記録簿(自動車)

令和 年 月 日
報告者

分 団 部	対応免許 普通・準中型	タイヤサイズ
車両登録番号 (ナンバー)	車両総重量 kg	バッテリー (型式)

点 検 箇 所	実施月													燃料補給メモ	
	点 検 内 容														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1	ブレーキ	踏みしろ、効き													燃料補給日
2	タイヤ	スリップサイン・溝・ひび割れ													
3		釘刺さり等													月 日 0
4	メーターパネル	警告灯・表示灯													月 日 0
5	エンジン	冷却水の量・漏れ													
6		エンジンオイルの漏れ													月 日 0
7		燃料の残量													
8	灯火類	ヘッドライト・テールライトの 各操作全般													月 日 0
9		赤色灯(回転灯)													
10		路肩灯													月 日 0
11		その他照明(ぎ装部分)													
12	電子サイレン	作動状況													月 日 0
13	ポンプ(ポンプ車のみ)	ポンプ計器類													
14		ポンプレバー(PTO)													月 日 0
15		真空試験													
16		放水(10分程度)													月 日 0
17	走行訓練	30分以上の走行													
18	各種書類確認	自賠責、車検証、緊急自動車 届、リサイクル券													

【点検記録メモ】	備 考													
	(車検) 《日時》 月 日 《依頼業者》 (定期点検) 6ヵ月点検 《日時》 月 日 《依頼業者》 12ヵ月点検 《日時》 月 日 《依頼業者》 (臨時修理) 《内容》 《日時》 月 日 《依頼業者》 《内容》 《日時》 月 日 《依頼業者》													
点 検 実 施 者														

【点検にあつての注意事項】

- ・月例点検時の2名には必ず機関員を含めること。
- ・点検時に異常箇所を発見した場合は、速やかに分団(部)長に報告し、その後原因特定に努めること。
- ・各分団で原因診断後、消防団で対応不可能な場合は警防課へ報告すること。

点検記録簿(機械器具等)

厳守！！

令和 年 月 日
報告者

- ①燃料は半年以上放置しない！！
(夏場は特に注意) 交換もしくは適切な給油を！！
②小型ポンプ使用後の燃料コックの閉鎖！！

所属	メーカー (型式)	バッテリー型式
分団	部	

点検箇所	実施月		点検内容												対応メモ	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
小型動力ポンプ																
1	作動試験	メインスイッチ														
2		リコイルスターター														
3	真空試験	連成計														
4		空気漏れ														
5	揚水試験	放水														
6		圧力計														
7	燃料	ガソリン														
8		エンジンオイル														
9		燃料コックの閉鎖														
機械器具																
10	発電機	作動点検														
11		燃料の残量														
12	投光器	作動点検														
13	トランシーバー	個数確認														
14		作動試験														
15	物品の管理	個数確認														
【燃料補給記録メモ】																
(小型ポンプ) (発電機) (携行缶)																
①	月 日	① 月 日	①	月 日	①	月 日										
②	月 日	② 月 日	②	月 日	②	月 日										
③	月 日	③ 月 日	③	月 日	③	月 日										
(臨時修理)																
①	《内容》	《日時》	月 日	《依頼業者》												
②	《内容》	《日時》	月 日	《依頼業者》												
点検実施者																

【点検にあつての注意事項】

- ・月例点検時の2名には必ず機関員を含めること。
- ・点検時に異常箇所を発見した場合は、速やかに分団(部)長に報告し、その後原因特定に努めること。
- ・各分団で原因診断後、消防団で対応不可能な場合は警防課へ報告すること。